

青森県報

第四千四百三十四号

平成三十年
四月六日
(金曜日)

目次

告示

○特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……一

公安委員会

○警備員等の検定の実施……………(保安課) ……五

公営企業

○青森県立つくしが丘病院医療情報システム構築業務委託に係る一般競争入札……………(病院局) ……七

告 示

青森県告示第三百三三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

実 施 期 日	検査対象区域
実 施 場 所	

〃	五月十八日	午後二時から 午後一時まで	平川市役所本庁舎前	
〃	五月十七日	午後一時から 午後三時まで	平川市葛川支所	平川市
〃	五月十六日	午前十時三十分から 正午まで	平川市尾上地域福祉センター	
〃	五月十五日	午後一時から 午後三時まで	平川市碓ヶ関総合支所	
〃	五月十四日	午後二時から 午後三十分まで	田舎館村民体育館	田舎館村
〃	五月十一日	午後一時から 午後三十分まで	大鰐町役場車庫	大鰐町
〃	五月十日	午後三時から 正午まで		
〃	五月九日	午後三時から 正午まで		
〃	五月八日	午後三時から 正午まで		
〃	平成三十年 五月七日	午後三時から 正午まで		

〃	五月三十一日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	尻労漁村センター
〃	〃	午後二時から 午後三十分まで	石持地区活力倍增センター
〃	〃	午後一時三十分まで	目名地区布名見の里
五月三十日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	大畑加工冷蔵協同組合事務 所前	
〃	午後一時三十分から 午後三十分まで	大畑庁舎車庫	
五月二十九日	午前十時から 正午まで	〃	
〃	午後二時から 午後三十分まで	木野部地区公民館	
五月二十八日	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	正津川地区公民館	
五月二十四日	午前九時三十分から 正午まで	川内庁舎前	
〃	午後三時から 午後三十分まで	戸沢地区公民館	
〃	午後二時から 午後三十分まで	巽川地区公民館	
五月二十三日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	宿野部地区公民館	
五月二十二日	午前九時三十分から 正午まで	脇野沢地域交流センター	
〃	午後四時から 午後四時三十分まで	脇野沢消防団第五分団第二 班屯所(九艘泊地区)	
〃	午後三時から 午後三十分まで	脇野沢消防団第五分団屯所 (蛸田地区)	
五月二十一日	午後二時から 午後三十分まで	脇野沢消防団第四分団屯所 (寄浪地区)	
むつ市			

〃	〃	午後一時三十分から 午後三十分まで	岩屋漁業協同組合	東通村
〃	〃	午後二時から 午後三十分まで	尻屋漁業協同組合	
〃	〃	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	小田野漁業協同組合	五所川原市
〃	〃	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	白糠漁業協同組合老部支所	
〃	〃	午前十一時三十分から 正午まで	白糠漁業協同組合	
〃	〃	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	毘沙門・長富コミュニティ センター	
〃	〃	午後一時から 午後二時三十分まで	コミュニティセンター飯詰	
〃	〃	午前十時三十分から 正午まで	コミュニティセンター三好	
〃	〃	午後一時から 午後三十分まで	コミュニティセンター中川	
〃	〃	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	コミュニティセンター長橋	
〃	〃	午後一時から 午後二時三十分まで	コミュニティセンター七和	
〃	〃	午前十一時から 正午まで	十和田おいらせ農業協同組 合大深内支店	
〃	〃	午後三十分から 午後三十分まで	切田経済センター	十和田市
〃	〃	午後三十分から 午後三十分まで	四和経済センター二十九 号倉庫	
〃	〃	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	藤坂支店	十和田市

九月四日	午前十時から 午後十時三十分まで	庫	平内町漁業協同組合本所車庫
〃	午後二時三十分から 午後三時まで	タ	内童子コミュニティセン
九月三日	午後一時から 午後二時まで	支所	平内町漁業協同組合清水川
〃	午後一時から 午後二時三十分まで	外ヶ浜町役場車庫	外ヶ浜町役場車庫
八月三十日	午前十時三十分から 正午まで		
〃	午後一時から 午後三時まで	塩越会館	塩越会館
八月二十九日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	大平会館	大平会館
〃	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	外ヶ浜町役場平館支所車庫	外ヶ浜町役場平館支所車庫
〃	午後一時から 午後二時まで	タ	弥蔵釜コミュニティセン
八月二十八日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	舟岡コミュニティセンター	舟岡コミュニティセンター
〃	午後二時から 午後三時まで	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	外ヶ浜町役場三厩支所車庫
〃	午後一時から 午後二時三十分まで	外ヶ浜町ふるさとセンター	外ヶ浜町ふるさとセンター
八月二十七日	午前十一時から 正午まで	支所	竜飛今別漁業協同組合竜飛
〃	午後二時から 午後三十分まで	蓬田村役場	蓬田村役場
八月二十三日	午前十一時から 正午まで		
〃	午後一時から 午後二時まで	今別町役場前	今別町役場前
八月二十二日	午前十時三十分から 正午まで		
〃	午後二時から 午後三十分まで	大川平文化会館	大川平文化会館
外ヶ浜町			
蓬田村			

〃	午前十一時から 正午まで	支所	支所荷捌所	東田沢	平内町
〃	午後二時三十分から 午後三時まで	所	山口コミュニティセンター	茂浦支	
九月五日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	平内町立体育館	平内町立体育館		
〃	午後一時から 午後三時まで	階上漁業協同組合	階上漁業協同組合		
九月六日	午後二時から 午後三十分まで	森の交流館	森の交流館		
〃	午後三時から 午後四時まで	ハートフルプラザはしかみ	ハートフルプラザはしかみ		
九月七日	午前九時三十分から 午前十一時まで	佐井村漁業協同組合牛滝支所	佐井村漁業協同組合牛滝支所		
九月十八日	午後二時から 午後三時三十分まで	所	福浦支		
〃	午後九時三十分から 午前十時三十分まで	張所	長後出		
九月十九日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	所	磯谷支		
〃	午後一時から 午後二時三十分まで	津軽海峡文化館	津軽海峡文化館		
〃	午前十一時から 正午まで	奥戸漁業協同組合水産物保管庫(浜町)	奥戸漁業協同組合水産物保管庫(浜町)		
九月二十日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	大間町立公民館	大間町立公民館		
〃	午後三時から 午後四時まで	蛇浦漁業協同組合倉庫	蛇浦漁業協同組合倉庫		
九月二十一日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	易国間漁業協同組合倉庫	易国間漁業協同組合倉庫		
〃	午前十一時から 正午まで	風間浦村	風間浦村		

十月十五日	午後一時から 午後三時まで	南部町立福地公民館車庫	新郷村
〃	午前十時三十分から 正午まで	新郷村役場車庫前	
十月十二日	午前九時三十分から 午前十時まで	西越地区公民館	五戸町
〃	午後一時から 午後三時まで	五戸町立公民館	
十月十一日	午前九時三十分から 正午まで	五戸町立公民館	五戸町
〃	午後一時から 午後三時まで	倉石コミュニティセンター	
十月十日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	五戸町役場川内支所	田子町
〃	午後一時三十分から 午後三時まで	五戸町役場浅田支所	
十月九日	午前十一時から 正午まで	五戸町役場浅田支所	田子町
〃	午後二時から 午後三十分まで	中央公民館車庫	
十月五日	午前九時三十分から 午前十一時まで	中央公民館車庫	三戸町
〃	午後二時から 午後三十分まで	石亀地区研修センター	
十月四日	午前九時三十分から 午前十一時まで	石亀地区研修センター	三戸町
〃	午後二時から 午後三十分まで	三戸町中央公民館	
十月三日	午前九時三十分から 正午まで	三戸町中央公民館	三戸町
〃	午後三時から 午後三十分まで	〃 猿辺支所	
十月二日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	〃 猿辺支所	三戸町
〃	午後一時から 午後三十分まで	三戸町役場斗川支所	
十月一日	午後一時から 午後三十分まで	三戸町役場斗川支所	三戸町

十月十六日	午前九時三十分から 正午まで	旧名川分庁舎跡地奥車庫	南部町
〃	午後一時から 午後三時まで	南部町立剣吉公民館	
十月十七日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	南部町立剣吉公民館	南部町
十月十八日	午前九時三十分から 正午まで	南部町役場南部分庁舎車庫	
〃	午後二時から 午後三十分まで	南部町役場南部分庁舎車庫	南部町
十月十九日	午前九時三十分から 正午まで	南部町役場南部分庁舎車庫	
〃	午後一時から 午後三時まで	南部町役場南部分庁舎車庫	南部町

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成三十年四月六日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成三十年七月七日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

- 1 青森県内に住所を有する者
- 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関する事
- (3) 車両等の誘導に関する事
- (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

(二) 実技試験

- (1) 車両等の誘導に関する事
- (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間

平成三十年五月二十一日（月）から同年六月一日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 検定申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉

5 受検手数料

一万四千百分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定当日受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

青森県立つくしが丘病院医療情報システム構築業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年四月六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名

青森県立つくしが丘病院医療情報システム構築業務

2 業務内容

入札説明書による。

3 委託期間

契約締結の日から平成三十一年三月三十一日まで

4 履行場所

青森県立つくしが丘病院長の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までに電子計算組織に係るシステム開発契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 公告の日から五年以内に元請として、百五十床以上の精神科病院におけるオーダリングシステム及びこれと連携した医事会計システムの構築実績があり、検体検査システム、栄養管理システム及び自動調剤システムと連携するためのインターフェース構築の実績があること。

6 構築するシステムについて、ソフトウェア及びハードウェアの保守体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数

二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成三十年四月二十七日までに青森県立つくしが丘病院長に提出しなければならない。申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市大字三内字沢部三五三の九二
青森県立つくしが丘病院（青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室）

電話 ○一七―七八七―二二二一

2 入札書の提出期限

平成三十年五月二十四日 午後三時

3 開札の場所及び日時

青森市大字三内字沢部三五三の九二
青森県立つくしが丘病院三階会議室一
平成三十年五月二十四日 午後三時

五 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

六 入札保証金に関する事項

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）第九十二条において準用する青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

七 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

八 落札者の決定方法

入札説明書に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載するものとする。

SUMMARY

1 Subject matter of the contract:

The development of the Tsukushigaoka Hospital Medical Information System

2 Time limit for tender:

3:00pm, May 24, 2018

3 Contact point for the notice:

Aomori Prefectural Tsukushigaoka

Hospital

353-92, Sawabe, Sannai

Aomori City, Aomori 038-0031

JAPAN

TEL 017-787-2121

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭